

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 1 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780041

研究課題名(和文)少年司法における「責任」概念の再検討と少年非行への対応のあり方

研究課題名(英文)The analysis of the responsibility for juvenile delinquent and the measures to juvenile delinquency in Japan

研究代表者

大貝 葵(Ogai, Aoi)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：90707978

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：2000年以降、少年法は「少年も犯罪の責任を取るべき」との強い世論におされ厳罰化してきた。しかし、少年の再非行を防止し社会の安全を確保するには、少年の個別的状況に合わせた幅広い処遇の決定基準が必要である。この流れは、例えば、フランスにおいても歴史的事実として認められる。フランスでは、1942年法までは、条文上は弁識能力の有無により教育的措置が適用されてきた。しかし、実際の運用は、少年の個別的状況に鑑み、教育的措置の必要性が判断されていた。さらに、上記影響から1945年法以降は、法文上も、少年の個別的状況が教育的措置適用基準とされるに至った。

研究成果の概要(英文)：From 2000 year, The Juvenile Act has been modified several times for responding tougher to juvenile delinquency. In this context, responses to juvenile delinquent are based on responsibility for crime. But to prevent juvenile delinquency and assure an safety of society, the responses have to be decided on the personal needs of each juveniles. For example in French, before 1942 years the Juvenile Act provided that the protective measures were decided on a discernment. But in practice, these measures are decided on the personal situations. And from 1945 the Juvenile Act provides that the standard for an application of measures were the situations only. In Japan, a new standard is necessary to prevent juvenile delinquency effectively.

研究分野：少年法

キーワード：責任 処遇 弁識能力 個別的調査

1. 研究開始当初の背景

各国の状況を見る限り、非行少年を取り巻く状況は、少年の成長発達権の保障を確立しようとする方向と、少年の責任に基づく厳しい対応を迫る方向という2つの方向へと変化し始めている。日本の立法レベルにおいては、比較的この方向に沿った形での法改正が進められてきている上、現在、同方向での法律の改正が提案されている。しかしながら、日本においてこの方向での変化が妥当であるとの共通理解が得られているわけでは決していない。及びこの方向における相違は、非行少年に対する対応およびその根拠において顕著に見ることができる。

国際的動向：国連では、1924年採択の「子どもの権利宣言」をきっかけに、1989年「子どもの権利条約」(1994年日本批准)6条において、成長発達権の保障が明記された。これを受けて、いわゆる北京ルールズをはじめとする3つの国連規則はもちろん、欧州会議準則でも、少年司法における少年の成長発達権保障のための規定が明記された。

国内の動向：判例において、平成20年7月11日最高裁第三小法廷決定において少年の成長発達権から少年司法をとらえなおす必要があることが明示された。このような流れは続いており、近年も、学会においても、日本犯罪社会学会(2012年第39回大会テーマセッション「少年事件の裁判員裁判」)および日本司法福祉学会(2013年第32回大会分科会「児童養護施設における被虐待児の非行化への対応 福祉と司法の協働に向けて」)等、少年司法における非行少年の成長発達権保障のための議論が重ねられている。

この文脈において、少年の健全育成という理念は、少年の成長発達権保障の観点からとらえ直され、ゆえに、司法による介入は教育的なものでなければならないとされる。さらに、司法は、少年の権利を保障するものとして機能しなければならないとされる。

他方で、2000年に起こった酒鬼薔薇事件をきっかけに、少年による特異な犯罪への不安感、少年非行の粗暴化及び低年齢化言説の流布、「イマドキの若者」に対する不安感等がマスメディアを中心に強調されてきている。この文脈においては、少年の健全育成は、社会に害悪を及ぼさないよう少年の規範意識を強化することで達成されるとされ、そのためには、厳しい対応も必要となる場面があるとされる。この際、少年の「責任」が対応の根拠として挙げられる。少年法に関しては、刑罰適用年齢の引下げ等、厳罰的な方向での「改正」が、2000年以降3度行われ、さらに、2013年には、さらに不定期刑の刑期引上げを可能とする改正も提案されている。研究者の中にも、少年の責任の量と処遇の適合量から、保護処分と刑罰の選択を行うべきとの主張も現れている(佐伯仁志「少年法の理念」猪瀬慎一郎ほか編『少年法の新たな

展開』(有斐閣2001)35頁)。

このような2つの方向からの状況変化の中で、この見解に立つ論者は、この見解が主張する「厳罰的対応」を、少年の成長発達権を阻害するものとして厳しく批判する。しかしながら、そもそも、厳罰的対応がその根拠に置くのは、「少年の責任」である以上、成長発達権を根拠にした批判はかならずしも説得的とはいえない。他方で、後者の見解もまた、厳罰的対応の根拠として少年の責任を挙げるものの、これまで議論の蓄積のある「刑事責任」との相違を含め、少年の責任とは何かを明示していない。ゆえに、「厳罰的」対応の妥当性も提示できていない。問題の根幹は、そもそも「少年の責任」とは何か、そして、少年の責任が処遇および刑罰選択の根拠たりうるのかが必ずしも明確に説明されていないことにある。少年司法が、いかなる方向に進むべきなのかが必ずしも定まらない中、厳罰的対応を推し進めていく法改正が次々に行われることは大変に危険である状況において、この点を掘り下げ説明していくことは、学術的に大変重要かつ緊急の課題であった。

2. 研究の目的

①日本の少年司法制度において、保護処分及び刑事処分の賦課根拠や基準を明らかにする。

②従来保護処分基準とされてきた「要保護性」概念が、少年の行為責任といかなる関係にあるのかを検討する。

③そのために、少年司法制度において同じ二元主義をとるフランスにおける少年法制度の歴史的考察を行い、日本の課題を浮き彫りにするとともに、日本への示唆を得る。

④日本の少年司法制度において、保護処分及び刑事処分の新たな賦課基準を探る。

3. 研究の方法

【平成26年度】検討に際しての基礎構築

資料収集：以下の収集先を中心に、資料を網羅的に集める

日本：金沢大学中央図書館・法学部図書館、国内の各大学図書館、国立国会図書館等

フランス：国立図書館(BNF)、並びに、GallicaおよびENAPのデータベースから、資料を取得した。

【平成27年度】具体的検討への着手[資料の読み込みと考察]

フランスにおける議論状況の把握
フランスにおける少年法の成立とその当時、discernementがいかに議論されていたのかについて考察を行った。この際、フランスにおける少年司法の理念がどのように変遷してきたのかをも視野に入れながら資料の整理にあたった。

補充資料の収集

【平成28年度】課題解決の提示

日法の検討

日本の少年法における要保護性概念と責任概念との関係性に関する議論につき、改めて、整理を行った。

フランスの検討

1912年前後にフランス少年法の教育的措置適用の基準がどのように決められていたのかにつき、資料をもとに分析した。

少年司法保護局への聞き取り調査。弁識能力が実際の裁判の場面でどのように扱われているのかにつき、聞き取り調査を行った。

【平成 29 年度】最終結果の検討と今後の研究への発展

上記資料の検討から、日本における処分決定基準のあり方について再考察を行った。

フランスにおける措置決定を支える個別の調査について、フランスの少年司法保護局へ聞き取り調査を行った。実際の調査の内容や方法を見分し、裁判への活かし方についても話を聞いた。

4. 研究成果

成人の場合には、責任に基づき量刑が決定される一方で、日本の少年司法においては、処分の決定基準は、「要保護性」であるとされてきた。

しかし、少年の責任を根拠に、2000年以降少年に対する対応が厳罰化され、学説においても、少年の責任を、成人と同様にとらえる見解が現れる等、一定の変化を見せている。

しかし、日本においては、従来の実務は、成人と言う量刑の根拠となる責任は、「要保護性」に解消されてきたと言われる。学説においても、少年の責任が措定できるとしても、それは、成人のものとは異なるものであるとされてきた。例えば、澤登俊雄は、少年の責任は社会的責任であるという。そして、保護処分を課す実質的責任として、少年の責任能力を、「少年が内在化された行為規範に従って行為したこと、つまり、少年の自己決定に基づく行為によりコミュニケーションの相手方の個人的生活利益を侵害し、自由社会の根幹を危うくした結果について「応答可能性があること」を意味する」と指摘する。したがって、少年の責任は成人のような回顧的な行為に対する責任ではなく、保護処分を受け自らを成長させていくという将来展望的なものであると指摘する。高内寿男は、少年法上における責任とは、保護処分を少年に強制する根拠であるとする。つまり、保護処分を受けるべき地位が少年法上の責任であるとする。しかし、この責任は要保護性から判断されるべきであるとする。そして、この場合、要保護性とは、「少年が、保護処分による矯正教育を施すことによって、非行を克服し成長発達を遂げる可能性がある」という観点からとらえることになるとする。また、葛野尋之は、より端的に、非行を契機にして成長発達権保障に向けて主体的に非行克服を援助

される「べき」地位が非行少年に関する少年の法的「責任」であると定義する。このように、犯罪少年に対する少年法上の責任概念を、成人の責任概念として区別する必要があることは学界において有力な多数説のままである。

このような問題状況において、犯罪少年への対応の根拠や基準を外在的に検討するため、フランスにおける弁識能力概念と教育的措置との関係について検討を行った。

フランスにおいては、1810年ナポレオン刑法典において、弁識能力が無い少年については、刑罰を回避し、教育的措置を適用する旨が定められた。さらに、少年犯罪の増加や低年齢化に対応するために創設された1912年の法律においても、13歳以上18歳未満の少年については、同様の状況にあった。すなわち、1945年に現在の少年法が創設されるまで、弁識能力がないということが少年に対する刑罰を回避し教育的措置を適用する根拠であったと言っていい。この弁識能力とは、善悪を判断する能力と説明されている場合が多い。そして、弁識能力は、犯罪の責任を構成する一つの要素と考えられている。その意味では、犯罪に対し、少年に刑罰を科すだけの責任能力が無いことが刑罰回避と教育的措置適用の基準であったということできる。

しかし、実際には、少年の教育的措置適用の必要性が、弁識能力の有無の判断に先立ち行われていたことが明らかとなった。すなわち、教育的措置適用の必要性を基準に、弁識能力の有無が決定されていたということである。刑罰回避と教育的措置の適用は、少年の責任能力に基づくのではなく、少年の教育的措置の必要性に応じて決定されていたということができる。

さらに、重要なことは、教育的措置適用の必要性を判断するにあたっては、少年の個別的・家庭的状況から判断される必要があることも指摘されている。このような個別調査の重要性は、その後、1912年法以降の少年独自の立法に引き継がれ、調査措置の確立へとつながった。そして、1945年以降は、調査や保護措置を実施する専門の職員の充実へとつながり、現在の少年司法保護局の創設に結実する。

このような運用は1945年まで継続され、最終的には、1945年の立法において、弁識能力を基準とした教育的措置適用の有無という判断方法は廃止され、少年の個別的状況に応じて、教育的措置を優先的に適用することが明確に定められることになった。

現行のフランス少年司法もまた、厳罰化の傾向にあると言われている。刑罰に対する教育の優先という原則は維持されているものの、法規定の中に刑罰適用の可能性を残し、さらに、その可能性を拡大する法改正も進んできた。他方で、少年司法保護局は、少年の保護と教育の実施に向け、尽力している。予審の段階の調査においては、少年の非行背景

を理解し、最適な措置が実施できるよう調査が行われる。この調査は、社会教育的情報の収集 (Recueil de renseignements socio-éducatifs:RRSE)という。RRSEは調査票に従って行われるが、調査票には個別的、家庭的、社会的、教育的状況を記述する欄が設けてある。加えて、少年に対する最適な措置について教育的提案が、少年司法保護局から少年係判事へと提出される。また、予審段階の調査では不十分な場合や再犯の場合などには、さらに詳しい調査として教育的調査に関する司法的措置(mesure judiciaire d'investigation éducative:MJIE)が行われる。MJIEでは、少年司法保護局の職員である教育士のほかに、臨床心理士やソーシャルワーカー、必要に応じて、小児精神科医などが参加し調査を進めていく。MJIEにおいては、家族状況が詳細に記述される他、少年に対する教育的提案も行われる。少年係判事は、RRSE及びMJIEに基づき、少年に対する措置を決定していく。同時に、福祉的援助の必要性が生じている場合には、その援助の実施も少年司法保護局を通じて行っていく。

この様なフランスの歴史的経緯は、日本の厳罰的傾向に対する重要な示唆となる。少年犯罪の増加や低年齢化が問題として指摘される中で、日本における厳罰的傾向においては、少年への対応を少年の行為に対する非難として構成しようとしている。しかし、フランスの歴史が指摘するように、少年の個別状況に応じた対応こそが、少年の再犯を予防し、ひいては、社会の安全を確保することにつながるということを示していると言える。

さらに、これまでの、犯罪少年に対する保護処分決定基準である「要保護性」の不十分さをも示すことができた。要保護性という基準は、「保護処分」を決定する基準である。日本においては、家庭裁判所の調査官により行われる社会調査を通じて、犯罪少年の課題全体を把握している。しかし、調査において明らかとなった課題が、必ずしも、少年法に規定されている保護処分のみで解決するわけではない。ここに、要保護性の限界があることが明らかとなった。フランスのように、少年の課題に応じた処遇や支援の全体的構図の中で、保護処分の位置づけを改めて確認し、決定する新たな根拠や基準が必要となることが指摘できたことは本研究の大きな意義である。また、新たな基準のあり方につき、今後社会調査について改めて研究を行う必要性が生じている。このように、少年司法制度の全体的なあり方を改めて見直すための、大きな一歩となる研究成果を得た。

〔参考文献〕

- ・佐伯仁志「少年法の理念 保護処分と責任」猪瀬慎一郎他編『少年法の新たな展開』(有斐閣 2001)35 - 54 頁。
- ・澤登俊雄『少年法入門(第 6 版)』(有斐閣 2015)239 - 243 頁。

・高内寿男「現行少年法における『責任』概念について」法政理論 35 巻 4 号(2003)74 - 113 頁。

・葛野尋之「少年法の展望 少年法における規範意識と責任」犯罪と刑罰 15 号(2002)123 - 125 頁。

・M.Ortolan, *RÉSUMÉ DES ÉLÉMENTS DU DROIT PÉNAL*, Henri Plon, 1867, pp. 21ets.

・R.Garraud, *Précis de DROIT CRIMINEL*, 2^eed, la société du recueil J.-b. Sirey and journal du palais, 1906, pp.168ets.

・PÉDRON, PIERRE, *Guide de la protection judiciaire de la jeunesse* 4^eed, Gualino, 2016, pp.666ets.

等

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 10 件)

①大貝葵、「フランスにおける人格調査の概要と意義」、金沢法学、60(2)、2018、159-186

大貝葵、「自立援助ホーム設立の意義と課題」、金沢法学、60(1)、2017、15-44

井上宜裕、大貝葵、(フランス刑事立法研究会)訳「少年及び青年のための裁判所並びに監視付自由に関する一九〇二年七月二二日の法律」、法政研究、84(1)、2017、157-171

井上宜裕、大貝葵、(フランス刑事立法研究会)訳「一九〇三年八月三十一日の法律特別施行令」、法政研究、84(2)、2017、471-478

井上宜裕、大貝葵、(フランス刑事立法研究会)訳「犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五-一七四号(2)」、法制研究、82(4)、2016、1233-1247

井上宜裕、大貝葵、(フランス刑事立法研究会)訳「犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五-一七四号(3・完)」、法制研究、83(1・2)、2016、111-123

井上宜裕、大貝葵、(フランス刑事立法研究会)訳「被拘禁少年の教育と援護に関する一八五〇年八月五 一二日の法律」、法制研究、80(4)、2014、555-563

井上宜裕、大貝葵、(フランス刑事立法研究会)訳「犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五-一七四号(1)」、法制研究、81(1・2)、2014、43-68

大貝葵、「少年法改正提案について」、犯罪と刑罰、23、2014、19-51

大貝葵、「少年院法改正について」、金沢法学、57(2)、2015、65-91

〔学会発表〕(計 2 件)

①「家庭裁判所における多機関連携の可能性 フランスにおける少年係判事の二重管轄権限との比較的考察」、刑法学会 2017 年度第 2 回名古屋部会、2018

「金沢における司法福祉の取組み」、民主主義科学者協会法律部会、2016

〔図書〕(計 1 件)

①大貝葵「フランス 1912 年法における教育的措置の対象」、井田良他編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集[下巻]』、成文堂、2016 年(分担：475-492 頁)
〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大貝 葵 (OGAI aoi)
金沢大学・法学系・准教授
研究者番号：90707978

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()